## 町田市住居表示整備審議会

2015年(平成27年)3月20日

町田市都市づくり部土地利用調整課

## 2014年度第1回 町田市住居表示整備審議会 会議録

[開催日時] 2015年3月20日(金) 午前11時00分~12時10分

[開催場所] 町田市庁舎10階 10-4会議室

[出席状況] 1号(市議会の議員):川畑委員、熊沢委員

2号(市の副市長):有金委員

3号(学識経験者):中田委員[会長]

4号(公共団体等の役員): 岡村委員、藤井委員、森口委員[副会長]

市川幹事(政策経営部長)、馬場幹事(財務部長)、榎本幹事(市民部長)、沖幹事(都市づくり部長)

事務局職員6名

[公開又は非公開] 公開

[傍聴者] 0名

[議題]①住居表示を実施する区域について

- ②①で定める区域の町の区域について
- ③②で定める区域の町の名称について

[ 結 果 ] すべて原案のとおり可決

[議事]

■事務局より諮問事項について説明

■質疑

中田会長: 町割をめぐっていきなり議論をする前に、懇談会の経過等素案の

背景を事務局から説明いただけますか。

事務局: 今お話のありましたことについてご報告させていただきます。

昨年の11月から市民懇談会というものを開催いたしました。こちらは区域に該当する自治会町内会の代表者の方に加えて、近隣の自治会町内会にもご参加いただいてとり行ったものでございます。20名の会員で構成されていたもので、今年の1月まで5回開催するなかで、いろいろな議論をしていただいて、この案になっております。以上です。

中田会長: 委員の皆様、今ご報告いただいたとおり、市民懇談会を行って、 市の提案を市民との相談で修正した部分もあるかもしれませんが、

これが成案という事です。

事務局に対して、ご質問等、どの角度からでも結構ですので意見

交換いたしましょう。

中田会長: 議長をしていながら恐縮ですが、質問させていただきます。

町の区域について、南町田一丁目、二丁目と書いてあるところと、 小川五丁目、六丁目と書いてあるところの境ですが、小川の部分 を南町田にかなり大胆に取り入れています。

住居表示の原則としては現在の町界は尊重したほうが、事業が円滑に進むのではないかと思いますが、町田街道を町界に設定することについて、地元の皆さんはどのような見解なのでしょうか。

事務局: 市民懇談会の中で事務局の案として提案した中では、ご意見として て町田街道は十分周知されており、小川ではあるけれども違う地名になることはやむをえないというご意見がほとんどでした。

> 一件だけ、毎回市民懇談会開催後にこのような会合を行いました という回覧をしていただいたなかでご連絡いただきましたが、地 名がかわることについて、「時代の流れで仕方がない」という内容 であり、「いやだ」というお話ではなかったと記憶しております。

川畑委員: 鶴間の四丁目から八丁目の丁目の並び方の法則について、基本的 なことですが教えてください。

> あと、南町田という町名をつけることについて、地元の皆さんに すんなり受け入れられたものなのかどうか、南町田をつける経緯 を教えてください。

事務局: まず順番についてですが、鶴間の一丁目から三丁目が区画整理事業によってつけられている中で、どのような順番で並べていくとわかりやすいか検討した結果、このような左回りの順番になっております。

次に南町田という名前についてですが、鶴間地域はかなり大きい ので、昔から町谷、大ヶ谷戸という呼ばれ方をしております。

案で鶴間四丁目から八丁目としている大ヶ谷戸地域を除いた区域について、事務局として、「町谷」と「南町田」の2つを提案いたしました。そのなかでこちらにお住まいの関連する自治会からは、わかりやすくすることについて異論はないということでした。

現在鶴間一丁目から三丁目に南町田自治会がありまして、自治会と同じ地名とすることはいかがか、というお話がありましたが、 最終的には町名と自治会やそれに関連する組織の名前は別のものだということで、少なくとも地名を南町田とする区域の自治会が名称を南町田とすることはないことを確認した上で、町名に南町田を入れることについて、最終的に市民懇談会の中でまとまった意見として報告をいただいております。 川畑委員: それと、南町田というのは何に対して南町田なのか確認させてく ださい。

事務局: 東急田園都市線の南町田駅に近接しており、周知されていること から南町田を事務局として提案しました。

熊沢委員: 住居表示関連法令集の⑤「街区方式による住居表示の実施基準」では丁目の数は4、5丁目程度が適当とありますが、木曽のように東、西と分けたところと金井、成瀬のように八丁目まであるところがありますが、今回も小川で七丁目、鶴間で八丁目まで付けるのはどうなのでしょうか。

また、南町田について、駅名は東急さんがつけたものなので、住 居表示の歴史的という考え方からしてどうなのでしょうか。自治 会・町内会の意見というのもありますが、古くから住んでいる方 の意見をとりいれたりしているのでしょうか。

事務局: まず丁目の数について、原則は4、5というのは私どもの基準としても大切にしたいと思っているのですが、既にある玉川学園で 八丁目まで使っております。

> また、もともとの町名の区域があまりにも大きいということで、 最大限八丁目までとして、前回の成瀬についても八丁目までとし ている経過もございます。

> 次に南町田については、市の案としては昔の町田町と南村が統合 された時の地図に町谷・大ヶ谷戸が記載されているため、町谷も 提案しました。

> また、鶴間については大和市や相模原市にも鶴間を使った町名が 多くございます。大和市、相模原市で鶴間を使った町名を名のっ ているなかで、町田市で鶴間に何か付ける町名には抵抗感があり ました。

> 町谷については地元でも議論していただいたようですけれども、 昔の字なので今からは使えないということで、時代の流れという のもあろうかと思います。

> あとは、南町田というのは駅の名前もそうですが、新しく建ったマンションの名前に南町田何々というものが多いので、認知されていたというのもあろうかと思います。

川畑委員: 率直に言うと鶴間八丁目は南町田六丁目でもいいのではないかと 思いますが。

事務局: こちらの区割りは鉄道敷を境とするか、国道246号線を境とす

るかというなかで、鉄道敷でまとまっております。

また、鶴間町内会から南町田を使いたいというお話を受け、説明 に行ったところ、地元の住職さんの鶴間の由緒に関するお話もあ り、鶴間の八丁目までとすることでまとまっている経緯がありま す。

川畑委員: 南町田自治会は南町田とする区域に入っているのですか。問題は 無かったということですか。

事務局: 南町田自治会は鶴間一丁目から三丁目が対象なので入っておりません。

懇談会には隣接する区域の自治会町内会にも参加いただいているので、南町田自治会にも参加いただきました。

実際、自治会名を南町田としているので自分たちの住所もこの際 南町田とできないかというお話はいただいております。

ただ、住居表示の目的が区画整理などされていない、住所として 混乱している場所を事業としてやっていくことですので、既に整 理されているところをやるのはちょっと違うということがありま す。

それと重要なことですが、ただ町名を変えるといっても住所を変えることになりますので、住民の方に負担がかかるため、市からの提案でこれだけ大きい区域の町名変更は難しいです。

もし自治会からそれでもという提案をいただくのであれば、市も 考えなければいけないというお話をしたところ、自治会では今は そこまで考えられないということになりました。

また、南町田自治会の意向がありましたので、南町田とする区域の自治会が自治会名や活動名に南町田を使うことはないということについて、紳士的なものですが確認して、全会一致で決定しております。

中田会長: 南町田というのは鉄道の駅名というご説明をいただきまして思い 出しましたが、5年位前に横浜の太尾町が大倉山一丁目から七丁 目になりましたけれども、こちらもずばり駅名です。

> 駅名というのは地域の歴史にかなり関わってきていると、そうい う見方もできるかもしれませんね。

> ただ、駅名は変わってしまうこともありますので、一概にはいえませんが、今回は皆さんの意向として、地元に浸透している地域名称だということで、大倉山と同じケースだと思いました。

小川や鶴間の区域から隣接する町へ編入する部分の住民の意向は

どうなっているのですか。

事務局: 今回住居表示を実施する区域に隣接している部分は、懇談会に参加している自治会町内会に関連しているところなので、会のなかで了解をいただいていると認識しております。

小川一丁目、つくし野一丁目、南つくし野四丁目へ編入する部分 については家が建っていますが、関連する自治会町内会ではない ことから直接お伺いしております。

ただ、住所は既に小川一丁目、つくし野一丁目、南つくし野四丁目を使っておりまして、敷地の中に小川の字の土地をお持ちであるということで、原則了解をいただいております。

国道246沿いの細長い土地については、住んでいる方がいない ため、事前に了解を取ることはしておりません。

中田会長: 点在する町区域変更部分は地番整理を伴って事業化するのですか。

事務局: 小川一丁目から四丁目、つくし野一丁目、南つくし野四丁目、鶴間一丁目、三丁目については既に町名地番整理されているところですので、同じ町の中で住居表示と町名地番整理を分けると後々混乱するため、地番整理まで考えております。

熊沢委員: 新しく南つくし野四丁目などになる方は地番整理までされるようですが、鶴間、南町田になる方は地番整理されるのですか。

事務局: 町名は変わりますが、地番は変えないで建物に住所をつける住居表示を実施してまいります。結果として、鶴間四丁目から八丁目、南町田一丁目から五丁目、小川五丁目から七丁目については地番整理は考えてございません。

熊沢委員: 住民の混乱を防ぐことや住環境の向上を目的とするのであれば、 住居表示のみだと地番がわからなくなるので、地番整理をすべき だと思いますが、それについての見解はどうなのですか。

事務局: つくし野や小川一丁目から四丁目など道路によって区分けされた ひとつの宅地としてまとまっているところ、要するに区画整理や 宅地造成によって一軒の敷地がイコール土地の表示としてつなが っているところであれば、地番整理までするほうがよろしいかと 考えます。

しかしながら、現在住居表示を実施している区域については、単純に言いますと、大きな土地で残っているところがかなりございます。

そうするとあくまでも地番の振り方というのは分筆の順番によりますし、合筆することによって消滅する枝番なども出てきます。

とすると、実施した後に番号が並ばないところができることと、 ひとつの敷地の中に複数の土地を持たれている、たとえば50坪 くらいの土地の中に3筆4筆の土地があると、住所はその中の地 番を付けるため、建物は並んでいるのに飛び番になることがあり ます。

そのようなことがございますので、現在のところ全体的な造成が全て終わっているところであれば、地番まで含めた整理ということは考えてもいいかと思うのですが、いまのところそこまでいたらず、住居表示という、あくまでも建物が建ったときに番号が並ぶ方法をせざるを得ないと考えております。

熊沢委員: 金井は地番整理をしていますよね。金井二丁目はどうですか。

事務局: 全てではないですが地番整理をしております。金井二丁目は地番整理をしております。

岡村委員: 我々としては変更部分が少ないほうがいいですね。というのは、いろいろ変更があると、住民の方にお願いしなければいけない部分がいろいろあります。

例えば、免許証の住所の変更などがありますので、希望といたしましては、変更が少ないほうがいいと思います。ただし、住所が飛んでいる部分がありますので、そういったところは当然やっていただいたほうが良いと思いますが、住民の方に変更した場合に「こういう手続きをしなければいけないですよ」など、そういった案内はしているのでしょうか。

事務局: 住居表示を実施しますと、一番身近な問題といたしまして、現在 身分証明等に使われる免許証などがやはり更新する作業等がござ います。

それに関しまして、実施の前に、おおよそ一ヶ月くらい前に手続きの説明会等をさせていただいております。

免許証に関しましては、本籍も変わった場合に本籍の通知も持って、町田警察又は忠生交番、免許センター等で出来ますよというご案内や、実施後すぐであると、金森地区を実施した時に、町田警察で「2時間ほど待たされた」ということなどを私どもへ御意見いただいたりしておりますので、都内の方にお勤めの方であれば、コンピュータ管理しておりますので、そちらの方で手続きしていただくことが出来ますよ、ということなどをご案内させていただいております。

また次に、お持ちの土地の表題部については法務局さんにお願い

しまして書き換えをしていただきますけれども、所有者住所につきましては、やはり本人申請となりますので、そちらについても実施後すぐですとかなりの混乱がありますということで、なるべく皆様の窓口が混乱しないようにご案内をさせていただくとともに、手続きの種類・内容につきまして、実施前に説明会を開催しております。

前回の高ヶ坂・成瀬地区につきましては、都合20回ほど説明会を開かせていただいて、手続きに関してこのようなことがあると、 当然配付はさせていただいているのですが、それだけでは、なかなか中身が見えづらいところがございますので、周知を図っているところであります。

中田会長: 私の知っている限りでは、説明会の前に一軒ずつ資料を配ります ね。その中に手続きのパンフレットがありまして、古物商ならこ れをしてくださいということが書いてあります。それは事前に警 察なら警察に確認しているのですか。

事務局: 高ヶ坂・成瀬で作成した際は免許証、車検証、軽自動車の案内など、担当機関に確認しています。

あとは登記事項の住所の変更について、どのように手続きしていただければご自分で手続きできますという内容についても、確認させていただきながら冊子を作成し、申請書なり入れられるものは入れて、厚みにして1 c m弱のものを各家庭に配布させていただいています。

中田会長: 市からパンフレットの中身を点検してほしいという依頼が担当部 署に行くはずですので、そこでご要望を言っていただいて、住民 の方が動きやすいようにご指導いただければと思います

## ■議決

中田会長: それでは今日の諮問事項、住居表示を実施する区域、2つ目が町 の区域、3つ目としてその区域につけられた名称、その3点につ いて、当審議会は原案どおり可決したということでよろしいでし ようか。

## (異議なし)

中田会長: ありがとうございます。それではそのように市長には答申いたします。

事務局: 本日可決いただきました内容は市長に答申いたします。また、関係機関の皆様には、実施に向けましてさまざまなご協力をいただくと思いますので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

(事務局より今後のスケジュールについて説明)

中田会長: それではこれにて本日の審議会を閉会といたします。ありがとう

ございました。